

令和3年度  
奥能登広域圏事務組合人事行政の運営等の状況

人事行政の運営等について、奥能登広域圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年9月20日条例第3号）第6条の規定に基づき、本組合における職員の任用や給与、勤務条件などを公表するもの。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用の状況（令和4年4月1日現在）

区分	試験採用	再任用	合計
行政職	0人	1人	1人
消防職	6人	0人	6人

(2) 退職の状況（令和3年度中）

区分	定年退職	定年前早期	自己都合	合計
退職者数	3人	0人	3人	6人

(3) 職員採用候補者試験の実施状況（令和3年度中）

職種	受験者数 (A)			1次試験合格者数			2次試験合格者数 (B)			最終倍率 (A/B)
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
消防吏員	17人	0人	17人	14人	0人	14人	8人	0人	8人	2.1

(4) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

部門	職員数		対前年比 増減
	令和3年	令和4年	
総務	4人	4人	0人
消防	189人	189人	0人
合計	193人	193人	0人

(5) 職員年齢別構成の状況（令和4年4月1日現在）

職種	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳		
行政職	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人	0人	1人	1人	5人
消防職	11人	15人	26人	32人	21人	10人	19人	30人	11人	5人	8人	0人	188人
合計	11人	16人	26人	32人	21人	10人	19人	31人	12人	5人	9人	1人	193人

(6) 職員数の推移（各年4月1日現在）

部門	区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年 の増減数	率
総務		1人	2人	1人	3人	4人	4人	3人	300.0%
消防		194人	190人	189人	189人	189人	189人	△5人	△2.6%
合計		195人	192人	190人	192人	193人	193人	△2人	△1.0%

## 2 職員の人事評価の状況

### (1) 評価者の区分

区分	被評価者	評価者	
		第一次	第二次
監督者	係長以上	事務局長、次長 消防長、次長又は人事主管課長 署長、副署長、署参事、分署長	事務局長 消防長、次長又は人事主管課長 署長
一般	主査・主事 以下	補佐級指定職員 消防第1・2係長	事務局長 課長・副署長・署参事

### (2) 評価の種類、基準日及び評価期間

評価の種類	基準日	評価期間	評価の方法
能力評価	10月1日	前年10月1日～9月30日	各評定要素を、5段階評価する。 (企画力、交渉力、指導力、知識技能、理解判断力、責任感、正確効率性、積極性、協調性、接遇、執務態度)
業績評価	10月1日	4月1日～9月30日	業務目標を設定し、その内容について5段階評価する。
	4月1日	前年10月1日～3月31日	

### (3) 評価の反映

勤勉手当成績率、昇給

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (令和3年度決算)

歳出額	人件費	人件費率
千円	千円	%
2,239,704	1,406,067	62.8

(2) 職員給与費の状況 (令和3年度決算)

職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費(B)/(A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
人	千円	千円	千円	千円	千円
193	626,180	178,177	255,087	1,059,444	5,489

注) 職員手当に退職手当は含まれておりません。職員数は令和3年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和4年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
行政職	円	円	歳
	297,740	342,157	46.3
消防職	円	円	歳
	270,684	330,194	35.8

注) 平均給与月額は、給料及び職員手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当を除く。)の合計です。

(4) 職員の初任給の状況 (令和4年4月1日現在)

区分	初任給
行政職	大学卒 182,200 円
消防職	高校卒 150,600 円

(5) 級別職員数の状況 (令和4年4月1日現在)

級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	職務内容	主事 主事補	主事	係長 主任 主査	課長補佐 主幹 消防業務 調整官	危機管理官 参事 困難課長補佐	課長	
	職員数	1人	—人	—人	1人	3人	—人	—人
	構成比	20.0%	—%	—%	20.0%	60.0%	—%	—%
消防職	職務内容	消防副士長 消防士	消防士長 消防副士長 消防士	消防司令 消防司令補 消防士長	消防司令 消防司令補	消防司令長 消防司令	消防司令長 消防司令	消防監 消防司令長
	職員数	60人	34人	32人	38人	14人	5人	5人
	構成比	31.9%	18.1%	17.0%	20.2%	7.4%	2.7%	2.7%

(6) 職員手当の状況 (令和4年4月1日現在)

① 期末勤勉手当 (令和4年度支給割合)

区分	奥能登広域圏		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
令和4年6月期	1.20月分	0.95月分	1.20月分	0.95月分
令和4年12月期	1.20月分	0.95月分	1.20月分	0.95月分
計	2.40月分	1.90月分	2.40月分	1.90月分

※ 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の給与条例の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15の割合を乗じて得た額を減じた額。

② 退職手当

区分	奥能登広域圏		国	
	自己都合	定年前早期・定年	自己都合	定年前早期・定年
勤続20年	19.66950月分	26.36550月分	19.66950月分	26.36550月分
勤続25年	28.03950月分	33.27075月分	28.03950月分	33.27075月分
勤続30年	34.73550月分	40.80375月分	34.73550月分	40.80375月分
勤続35年	39.75750月分	47.70900月分	39.75750月分	47.70900月分
最高限度	47.70900月分	47.70900月分	47.70900月分	47.70900月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	3,869千円	22,873千円		

③ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		6,810	千円
支給1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		37,833	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）		93.3	%
手当の種類（手当数）		8	種類
手当の名称	支給対象	左記職員に対する 支給単価	
災害等出勤手当	火災、救助等の災害現場に出勤し、災害現場活動に従事した消防職員	1回	300円
救急業務手当	救急業務に従事した職員	1回	救命士 400円 その他 200円
	救急救命士が救急救命士法に定める特定行為を実施した場合に、加算支給。ただし、救急業務1回に対して1行為ごとに1回の支給とする。	1行為	300円
潜水活動業務手当	潜水器具を用いて行う水中活動に従事した職員 水中活動訓練（プール等は除く。）	1回	300円
		1日	300円
低酸素現場等活動業務手当	空気呼吸器を必要とする災害現場で空気呼吸器を用いて災害現場活動に従事した職員	災害1件	300円
機関員業務手当	火災、救急及び救助等の業務に従事し、道路交通法で定める緊急自動車として運転をした職員。ただし、道路交通法で定める普通自動車免許で運転することができる自動車を運転した場合を除く。	1回	300円
緊急消防援助隊派遣職員特殊勤務手当	消防組織法第44条第1項の規定に基づき、緊急消防援助隊として派遣された職員	1日	1,500円
深夜特殊業務手当	正規の勤務時間の全部又は一部を午後10時から翌午前5時までに割り振られた交替制勤務に従事した職員	2時間以上 2時間未満	300円 半額
	消防救急無線の運用及び監視並びに消防指令業務に従事する職員	2時間以上 2時間未満	500円 半額
感染症防疫作業手当	感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護等の作業に従事した消防職員	1日	500円
（新型コロナウイルスの特例）	（住民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置）	日額	4,000円
		日額（接触なし）	1,500円

④ 時間外勤務手当（令和3年度決算）

行政職	支給実績	90	千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	45	千円
消防職	支給実績	22,522	千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	134	千円

⑤ 休日勤務手当（令和3年度決算）

消防職	支給実績	43,269	千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	270	千円

⑥ 夜間勤務手当（令和3年度決算）

消防職	支給実績	11,005	千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	69	千円

⑦ その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動
扶養手当	配偶者 6,500円 配偶者以外の扶養親族 子 10,000円 父母等 6,500円 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同
住居手当	<借家等居住者> 月額27,000円以下の家賃 家賃額－16,000円 月額27,000円を超える61,000円未満の家賃 (家賃額－27,000円) × 1/2 + 11,000円 月額61,000円以上の家賃 28,000円	同
通勤手当	<交通機関利用者> 運賃総額 限度額 55,000 円 <交通用具使用者> 2 k m以上5 k m未満 2,000 円 5 k m以上10 k m未満 4,200 円 10 k m以上15 k m未満 7,100 円 15 k m以上20 k m未満 10,000 円 20 k m以上25 k m未満 12,900 円 25 k m以上30 k m未満 15,800 円 30 k m以上35 k m未満 18,700 円 35 k m以上40 k m未満 21,600 円 40 k m以上45 k m未満 24,400 円 45 k m以上50 k m未満 26,200 円 50 k m以上55 k m未満 28,000 円 55 k m以上60 k m未満 29,800 円 60 k m以上 31,600 円	同
単身赴任手当	基礎額30,000円に距離に応じた一定額を加えた額	同
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給	同

(7) 特別職の報酬等の状況 (令和4年4月1日現在)

区分	報酬額
組合長	年額 65,000 円
副組合長	年額 59,000 円
運営理事	年額 49,000 円
議長	年額 49,000 円
副議長	年額 39,000 円
議員	年額 33,000 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況 (令和4年4月1日現在)

勤務時間 8:30~17:15 (1週間の勤務時間 38時間45分)

休憩時間 12:00~13:00

注) 業務の性質により、上記の勤務時間によることができない勤務箇所(消防)の勤務時間は別に定めています。

(2) 休暇の状況 (令和4年4月1日現在)

区分	事由	期間	
年次有給休暇		20日	
病気休暇	下記以外	90日以内の期間	
	結核性疾患	1年以内の期間	
特別休暇	公務上の負傷若しくは疾病、又は通勤による負傷若しくは疾病	必要と認められる期間	
	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	
	骨髄又は末梢血幹細胞移植のための登録又は提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等	必要と認められる期間	
	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	5日以内の期間 (1の年において)	
	結婚休暇	7日を超えない期間	
	不妊治療休暇	5日以内の期間(1の年において)	
	妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が受ける母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	1回につき、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要があると認める期間	
	産前休暇 (8週間以内に出産する予定である女子職員)	出産の日までの申し出た期間	
	産後休暇	産後8週間	
	生後1年6月に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ45分以内の期間	
	生理休暇	必要と認められる期間	
	妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	妻が出産入院する日から出産の日後2週間経過する日までの期間内において3日以内の期間	
	職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を職員が養育する場合	産前産後期間内において5日以内の期間	
	中学校の終期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日以内の期間(1の年において子1人につき)	
	要介護者の介護その他の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務勤務しないことが相当であると認められる場合	5日以内の期間(1の年において)	
	忌引休暇	親族に応じ連続する日数 (1~7日以内の期間)	
	父母の追悼のための特別な行事	1日の範囲内の期間	
	夏季休暇	5日以内	
	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日以内	
	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により著しく出勤が困難である場合	必要と認められる期間	
	地震、水害、火災その他の災害の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間	
	介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等を介護する場合	6月以内

5 職員の休業の状況

(1) 育児休業及び部分休業の取得状況 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

区分	育児休業取得者数	部分休業取得者数
行政職	0人	0人
消防職	1人	0人
計	1人	0人

(2) 介護休暇の取得状況 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

なし

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

地方公務員法では、勤務成績が良くない場合、心身の故障のため職務遂行に支障がある等の場合、職に必要な適格性を欠く場合又は職制等の改廃等により過員等を生じた場合のいずれかに職員が該当するときは、分限処分として、その意に反して、職員を降任し又は免職することができることになっています。

また、心身の故障のため長期休養を要する場合又は刑事事件に関し起訴された場合のいずれかに職員が該当するときも、分限処分として、その意に反して、職員を休職にすることができます。

降任	免職	休職	降給	合計
0人	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分の状況 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

地方公務員法では、職員が、法令に違反した場合、職務上の義務の違反又は職務を怠った場合若しくは全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合に、懲戒処分として、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができることになっています。

戒告	減給	停職	免職	合計
0人	0人	0人	0人	0人

7 職員のサービスの状況 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

区分	許可数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねるもの	0人
自ら営利を目的とする私企業を営むもの	0人
報酬を得て事業若しくは事務に従事するもの	2人
合計	2人

8 職員の退職管理の状況

該当者なし

9 職員の研修の状況

区分	主催	内容	受講者数	
一般研修	石川縣市町村職員研修所	新任課長研修	1 人	
消費生活関係研修	国民消費生活センター	社会デジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応	2 人	
		消費者教育・消費者政策の普及啓発	2 人	
		消費者政策に関連する法改正等への対応	1 人	
		配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）への相談対応	1 人	
消防関係研修	石川県消防学校	初任教育	8 人	
		初級幹部科	3 人	
		警防科	4 人	
		予防査察科	3 人	
		火災調査科	5 人	
		救急科	6 人	
		救急救命士生涯教育講習	3 人	
		兼任救急隊員教育講習	1 人	
	消防大学校	水難救助科	2 人	
		予防科	1 人	
		危機管理・国民保護コース	1 人	
	救急救命士東京研修所	広島市消防局	査察業務マネジメントコース	1 人
			救急救命士養成	2 人
		救急救命士養成	2 人	
合計			49 人	

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

区分	対象者	受診者数	受診率	備考
定期健康診断	全職員	180 人	93.3 %	人間ドック受験 4人

(2) 公務災害の認定状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

区分	公務災害認定	通勤災害認定
行政職	0 件	0 件
消防職	3 件	0 件
計	3 件	0 件

(3) 公平委員会の報告事項

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0 件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0 件